

国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程

2004年 4月 1日
規程第 17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学就業規則(2004年規程第2号。以下「就業規則」という。)第63条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学の職員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、常時勤務を要する職員(再雇用職員を除く。)が退職した場合又は解雇された場合(死亡による場合には、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額(本給が日額で定められている者については、本給の日額の21日分に相当する額。国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程(2017年規程第24号)が適用される職員(以下、「年俸制適用教育職員」)については学長が別に定める本給月額に相当する額。以下同じ。)及び学長が別に定める本給の調整額の月額合計額(以下「退職日本給の月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、国立大学法人愛知教育大学職員の早期退職に関する規程第7条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に該当する者及び傷病によらず、就業規則第57条第2号及び第3号の規定により解雇された者を含む。以下、この項及び第7条の4第6項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（1年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 1年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第53条第1項第2号の規定により退職した者若しくは20年以上25年未満の期間勤続し、国立大学法人愛知教育大学職員の早期退職に関する規程第7条第1項に規定する認定を受けて同規程第4条に規定する退職すべき期日に退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は1年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 就業規則第61条により退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第53条第1項第2号の規定により退職した者若しくは国立大学法人愛知教育大学職員の早期退職に関する規程第7条第1項に規定する認定を受けて同規程第4条に規定する退職すべき期日に退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（本給の月額の減額改定以外の理由により本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間（基礎在職期間の初日が新制度切替日（2006年4月1日施行規程附則第3項に規定する「新制度切替日」をいう。以下この条において同じ。）前である者については、新制度切替日以後の期間に限る。）中に、本給の月額の減額改定（国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の改正に伴い、当該改正前に受けていた本給の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給の月額のうち

ち最も多いもの（以下「特定減額前本給の月額」という。）が退職日本給の月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給の月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日本給の月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給の月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給の月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規定による退職手当の支給を受けたこと又は国若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（第10条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）として退職したことにより退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び国家公務員退職手当法第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第9条に規定する国家公務員等又は第11条に規定する役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間（附則第4項並びに第6項の規定により職員として引き続いた在職期間を含む。）

二 第9条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

三 第9条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

四 第10条第2項に規定する場合における他の国立大学法人等として引き続いた在職期間

五 第11条第2項に規定する場合における職員として引き続いた本学又は他の国立大学法人等の役員在職期間

六 前各号に掲げる期間のほか、職員として引き続いた国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第5条の2に規定する在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 国立大学法人愛知教育大学職員の早期退職に関する規程第7条第1項に規定する認定を受けて同規程第4条に規定する退職すべき期日に退職した者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職時の年齢が満45歳（大学教員においては満48歳）以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給の月額	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日本給の月額に応じて100分の3

		(その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給の月額	並びに特定減額前本給の月額及び特定減額前本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の3(その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給の月額に、	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の3(その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給の月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

第6条 当分の間、退職する全ての者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第4条から前条までの規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前段の規定の例により計算して得られる額とする。

2 準職員のうち、定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続き6月を越えるに至ったものは、職員とみなして第2条の3及び第7条の5の部分を適用する。この場合における第2条の3から第5条の3及び第7条の5までの退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の100分の50に相当する額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給の月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(本給の月額の減額改定以外の理由により本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の最高限度額)

第7条の2 第5条の2第1項の規定により退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 47.709以上 特定減額前本給の月額に47.709を乗じて得た額

二 47. 709未満 特定減額前本給の月額に第5条の2第1項第2号口に掲げる割合を乗じて得た額と退職日本給の月額に47. 709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
(定年前早期退職者に対する退職手当の最高限度額)

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から前条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日本給の月額	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日本給の月額に応じて100分の3（その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号口	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前本給の月額	特定減額前本給の月額及び特定減額前本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の3（その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前本給の月額	特定減額前本給の月額及び特定減額前本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の3（その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号口	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号口
	及び退職日本給の月額	並びに退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の3（その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいい、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者については、平成8年4月1日以後の在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月において別表「退職手当の調整額算定表」に掲げるその者が属していた本給表・職務の級に応じ、下欄に掲げる区分に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順

位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該月額の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 2 前項の退職手当の調整額算出において、同一調整月額区分ごとの基礎在職期間内において、平成16年4月1日前の期間において国家公務員法第79条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）による育児休業期間、その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間（休暇の期間を除き、現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）及び平成16年4月1日後において就業規則第14条の規定による休職（業務上並びに通勤上による傷病による休職を除く。）、就業規則第44条第3号の規定による停職、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程（2004年規程第11号。以下「育児介護休業規程」という。）、国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程（2022年規程第49号。以下「配偶者同行休業規程」という。）、その他就業規則等に定める事由により現実に職務をとることを要しない期間（休暇の期間を除き、現実に職務をとることを要する日があった月を除く。以下「休職月等」という。）がある場合は、第8条第3項に規定する在職期間から除算する月数（除算する月数に端数がある場合は、その端数を切り上げた月数）を当該調整月額区分ごとの最初の休職月等から順次除算するものとする。
- 3 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第6号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項の規定の適用については、職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間は、職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなし、特定基礎在職期間中の職務の級等については、次の各号の定めによる職務の級等を受けていたものとみなす。
 - (1) 職員と特定基礎在職期間に従事していた職務が同種の職務に従事し、かつ、同種の本給表（これに類する給料表を含む。以下この項において同じ。）を受けていた場合は、当該特定基礎在職期間中の受けていた本給表及び職務の級
 - (2) 前号以外の場合については、職員として引き続いた在職期間の初日に受けていた本給表及び職務の級を特定基礎在職期間中に受けていたものとみなし、その職務に従事していた場合に適用される給与規程における初任給決定、昇格、昇給等に関する規定を適用し、受けていたとみなされる本給表及び職務の級
- 4 基礎在職期間中において、同一の月に2以上の調整月額区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該調整月額区分のうち、調整月額が最も高い額となる調整月額区分のみに属していたものとする。
- 5 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 6 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
第一項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が「0」のもの
「0」
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの
第一項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの
「0」
(一般の退職手当の額の特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」は、給与規程に規定する「本給」及び「扶養手当」の月額並びにこれらに対する「地域手当」の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。ただし、期間を定めて採用された職員の在職期間のうち、就業規則に定める定年に達する年度の翌年度以降の在職期間については、学長が認める特別な事情がある期間に限る。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち、休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ各号に規定する月数とする。

- (1) 平成16年4月1日前の期間において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）による育児休業期間又は平成16年4月1日後において育児介護休業規程により育児休業がある場合については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間 その月数の3分の1に相当する月数
- (2) 育児介護休業規程第11条の2に規定する育児短時間勤務の期間 その月数の3分の1に相当する月数
- (3) 育児介護休業規程第11条の3に規定する介護短時間勤務の期間 その月数の3分の1に相当する月数
- (4) 国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程による配偶者同行休業をしている期間の全月数

4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

5 勤続6月未満で退職した場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。

6 第4項の規定は、前条の規定により退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第9条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第3項の規定に関わらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧独立行政法人国立大学財務・経営センターを含む。）、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（同機構就業規則に規定する教育職員に限る。）及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等（独立行政法人メディア教育開発センターの解散後に引き続き放送大学学園の職員となった者を含む。）の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その期間中、当該他の国立大学法人等から退職手当支給対象外とされていた期間については含めない。

(役員との在職期間の通算)

第11条 職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第8条の規定を準用する。

(役員との在職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第12条 引き続いた役員の間を有する職員の退職手当の額は、第3条から第7条の5の規定にかかわらず、当該職員に係る役員との在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒解雇等処分（就業規則第44条第1項第1号の規定による懲戒解雇処分及びその他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分）を受けて退職をした者
- 二 就業規則第57条第1号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知する。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

- 第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当の額を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 当該退職をした者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消す。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響並びに第13条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者への退職手当の返還請求)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 第13条第2項の規定は、第1項の規定による返還請求について準用する。

(遺族への退職手当の返還請求)

第17条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 第13条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による返還請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人への退職手当相当額の返還請求)

第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

4 前各項の規定による返還を請求する金額は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人へ返還請求する金額の合計額は、当該一般の退職手当の額を超えることとなってはならない。

5 第13条第2項及び第16条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による返還請求について準用する。

(役員会への諮問)

第19条 学長は、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、役員会に諮問しなければならない。

2 役員会は、第15条第2項、第17条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 役員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者の主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他必要な調査をすることができる。

(端数の処理)

第20条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職手当の支払)

第21条 この規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

2 この規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 退職手当は、原則として、職員が指定する預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

(実施規定)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 2004年9月30日までの間における第7条に規定する100分の104の適用は100分の107とする。

3 2004年9月30日までの間における第8条に規定する59.28の適用は60.99とする。

4 国立大学法人法附則第4条の規定により職員となった者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規程による退職金は、支給しない。

6 国立大学法人の成立前の愛知教育大学（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

7 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職金は、支給しない。

附 則（2004年規程第71号）

(施行及び適用日)

この規程は、2004年6月15日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2005年規程第11号）

(施行日)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2006年規程第8号）

(施行日)

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

- 2 職員が、新制度適用職員として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給の月額を基礎として、新規程の施行の日による前の国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第8条により計算した額が、新規程第2条の2から第7条の5により計算した額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときはこれらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 次の各号に掲げる職員における前項の「新制度切替日」は、施行日とする。
 - 一 新規程の施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者
 - 二 施行日の前日において職員として在職していた者で、施行日に国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員となった者
 - 三 職員として在職した後、施行日以前に引き続いて国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員若しくは本学又は他の国立大学法人等の役員となった者で、国家公務員等又は他の国立大学法人等の役員として在職した後、施行日以降において引き続いて職員となった者
 - 四 施行日前日に国家公務員等として在職していた者又は施行日の前日に他の国立大学法人等の役員として在職していた者で、国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員若しくは本学又は他の国立大学法人等の役員として在職した後施行日以降において引き続いて職員となった者
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第2項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続間として取り扱われるべき期間」と、「同日における本給の月額」とあるのは「同日において職員として在職していたものとみなし、第7条の4第3項の規定を適用した場合における同日に受けるべき本給の月額」とする。
- 5 職員が新制度切替日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規程による改正前の第3条から第8条の規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当額から次の各号に掲げる退職手当額から次の各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
 - 一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 新規程第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
 - 二 新規程切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
 - イ 新規程第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
 - 三 平成19年4月1日以後21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
 - イ 新規程第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- 6 第3項第3号及び第4号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた本給の月額」とあるのは、「職員として在職していたものとみなし、第7条の4第3項の規定を適用した場合における同日に受けていたとされる本給の月額」とする。

7 退職した者の基礎在職期間中に本給の月額減額改定（平成18年3月31日以前に行われた本給の月額減額改定を除く。）によりその者の減額後の本給の月額が減額前の本給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規程があるときは、この退職手当規程の本給の月額には、当該差額を含まないものとする。

附 則（2008年規程第34号）

（施行日）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年規程第104号）

（施行及び適用日）

この規程は、2008年12月24日から施行し、第3条第1項については、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年規程第37号）

（施行及び適用日）

1 この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年4月1日から適用する。

2 改正後の第10条の規定に関わらず、この規程の適用の日の前日に独立行政法人メディア教育開発センターに在職していた職員で同センターの廃止により放送大学学園に身分を承継されたものに係る退職手当に関しては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（2010年規程第62号）

（施行日）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2011年規程第94号）

（施行及び適用日）

この規程は、2011年9月13日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2013年規程第1号）

（施行日）

1 この規程は、2013年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定の適用について、同項中「100分の87」とあるのは、2013年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、2013年10月1日から2014年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 改正後の第7条及び第7条の2の規定の適用について、同条中「49.59」とあるのは、2013年2月1日から同年9月30日までの間においては「55.86」と、2013年10月1日から2014年6月30日までの間においては「52.44」とする。

附 則（2014年規程第29号）

この規程は、2014年11月11日から施行する。

附 則（2015年規程第7号）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年規程第40号）

この規程は、2016年8月30日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則（2017年規程第27号）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2018年規程第7号）

この規程は、2018年2月1日から施行する。

附 則（２０１８年規程第４０号）

この規程は、２０１８年４月１日から施行する。

附 則（２０２０年規程第２８号）

この規程は、２０２０年４月１日から施行し、２０１９年１０月１日から適用する。ただし、当該適用日前に国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程の適用を受ける教育職員として採用された者の退職手当に関する事項については、国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員退職手当の特例に関する規程を適用する。

附 則（２０２１年規程第５号）

この規程は、２０２１年２月９日から施行する。

附 則（２０２２年規程第５５号）

この規程は、２０２２年６月１３日から施行する。

附 則（２０２３年規程第３７号）

- １ この規程は、２０２３年１２月２６日から施行し、２０２３年４月１日から適用する。
- ２ 当分の間、給与規程附則（２０２３年規程第３５号）第５項の規定による本給が支給される職員に対する退職日本給の月額については、給与規程附則（２０２３年規程第３５号）第５項及び第８項を準用する。
- ３ 当分の間、第４条第１項の規定は、１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、６０歳（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第４条第１項又は第４条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、第３条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則（２０２３年規程第３７号）第３項」と読み替える。
 - 一 次に掲げる者 ６３歳
 - イ 教育職本給表（一）の適用を受ける職員
 - ロ 年俸制適用教育職員
 - 二 学長が特に認めた職員については学長が決定した年齢
- ４ 当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって、６０歳（前項各号に掲げる者にあつては、前項各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第５条第１項又は第５条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、第３条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則（２０２３年規程第３７号）第４項」と読み替える。
- ５ 給与規程附則（２０２３年規程第３５号）第２項の規定又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の本給月額の改定は、第５条の２及び第７条の２の本給の月額の減額改定に該当しないものとする。
- ６ 当分の間、第４条及び第５条に掲げる者に対する第５条の３及び第７条の３の適用については、第５条の３、第７条の３表中の第７条欄、第７条の２第１号欄及び第７条の２第２号欄の「定年」とあるのは、「定年（大学の教育職員にあつては６３歳、その他の職員は６０歳）」と、「１００分の３（その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である者にあつては、１００分の２）」とあるのは「１００分の３」と、それぞれ読み替えて適用する。

別表１（第７条の４関係）退職手当の調整額算定表

（１）

平成８年４月１日から平成１６年３月３１日までの間の基礎在職期間における職員の区分に応じて適用する。

区分	調整月額	職員の区分
第1号 区分	79,200円	指定職俸給表9号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第2号 区分	62,500円	指定職俸給表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第3号 区分	54,150円	指定職俸給表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第4号 区分	50,000円	行政職俸給表(一)11級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第5号 区分	45,850円	行政職俸給表(一)10級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分の者を除く)を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第6号 区分	41,700円	行政職俸給表(一)9級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分及び第5号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第7号 区分	33,350円	行政職俸給表(一)8級を受けていた者
		教育職俸給表(一)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職俸給表(二)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職俸給表(三)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第8号 区分	25,000円	行政職俸給表(一)7級を受けていた者
		教育職俸給表(一)4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(二)3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(三)3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第9号 区分	20,850円	行政職俸給表(一)6級を受けていた者
		行政職俸給表(二)6級を受けていた者
		教育職俸給表(一)3級を受けていた者
		教育職俸給表(二)2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(三)2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第10号	16,700円	行政職俸給表(一)4級又は5級を受けていた者

区分 (勤続期間が 25年以上の 者に限る)		行政職俸給表(二)3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級若しくは5級を受けていた者
		教育職俸給表(一)2級を受けていた者
		教育職俸給表(二)2級(第9号区分の者を除く)を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職俸給表(三)2級(第9号区分の者を除く)を受けていた者で学長が別に定める者
		医療職俸給表(二)は3級若しくは4級を受けていた者
		医療職俸給表(三)2級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第11号 区分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分にも属しないこととなる者

(2)

平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分に応じて適用する。

区分	調整月額	職員の区分
第1号 区分	79,200円	指定職俸給表9号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第2号 区分	62,500円	役員報酬1号俸から7号俸までの本給月額を受けていた者
		指定職俸給表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第3号 区分	54,150円	指定職俸給表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第4号 区分	50,000円	一般職本給表(一)11級を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第5号 区分	45,850円	一般職本給表(一)10級を受けていた者
		教育職本給表(一)5級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第6号 区分	41,700円	一般職本給表(一)9級を受けていた者
		教育職本給表(一)5級(第5号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第7号 区分	33,350円	一般職本給表(一)8級を受けていた者
		教育職本給表(一)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職本給表(二)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職本給表(三)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第8号		一般職本給表(一)7級を受けていた者

区 分	25,000円	教育職本給表（一） 4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職本給表（二） 3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職本給表（三） 3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第9号 区 分	20,850円	一般職本給表（一） 6級を受けていた者
		教育職本給表（一） 3級を受けていた者
		教育職本給表（二） 2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職本給表（三） 2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第10号 区 分 (勤続期間が 25年以上の 者に限る)	16,700円	一般職本給表（一） 4級又は5級を受けていた者
		一般職本給表（二） 3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級若しくは5級を受けていた者
		教育職本給表（一） 2級を受けていた者
		教育職本給表（二） 2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職本給表（三） 2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で学長が別に定める者
		医療職本給表（二） 3級若しくは4級を受けていた者
		医療職本給表（三） 2級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第11号 区 分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分にも属しないこととなる者

(3)

平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分に応じて適用する。

区 分	調整月額	職員の区分
第1号 区 分	79,200円	指定職俸給表6号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第2号 区 分	62,500円	役員報酬1号俸から7号俸までの本給月額を受けていた者
		指定職俸給表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第3号 区 分	54,150円	一般職本給表（一） 10級を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第4号	50,000円	一般職本給表（一） 9級を受けていた者

区 分		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第5号 区 分	45,850円	一般職本給表（一）8級を受けていた者 教育職本給表（一）5級を受けていた者で学長が別に定める者又は6級を受けていた者で学長が別に定める者 上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第6号 区 分	41,700円	一般職本給表（一）7級を受けていた者 教育職本給表（一）5級（第5号区分の者を除く）を受けていた者 上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第7号 区 分	33,350円	一般職本給表（一）6級を受けていた者 教育職本給表（一）4級を受けていた者で学長が別に定める者 教育職本給表（二）4級を受けていた者で学長が別に定める者 教育職本給表（三）4級を受けていた者で学長が別に定める者 上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第8号 区 分	25,000円	一般職本給表（一）5級を受けていた者 教育職本給表（一）4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者 教育職本給表（二）3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者 教育職本給表（三）3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者 上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第9号 区 分	20,850円	一般職本給表（一）4級を受けていた者 教育職本給表（一）3級を受けていた者 教育職本給表（二）2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者 教育職本給表（三）2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者 上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第10号 区 分 （勤続期間が 25年以上の 者に限る）	16,700円	一般職本給表（一）3級を受けていた者 一般職本給表（二）3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級を受けていた者 教育職本給表（一）2級を受けていた者 教育職本給表（二）2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で学長が別に定める者 教育職本給表（三）2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で学長が別に定める者 医療職本給表（二）3級若しくは4級を受けていた者 医療職本給表（三）2級を受けていた者で学長が別に定める者 上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第11号 区 分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分にも属しないこととなる者

(4)

平成27年4月1日以後の間の基礎在職期間における職員の区分に応じて適用する。

区分	調整月額	職員の区分
第1号 区分	95,400円	指定職俸給表6号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第2号 区分	78,750円	役員報酬1号俸から7号俸までの本給月額を受けていた者
		指定職俸給表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第3号 区分	70,400円	一般職本給表(一)10級を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第4号 区分	65,000円	一般職本給表(一)9級を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第5号 区分	59,550円	一般職本給表(一)8級を受けていた者
		教育職本給表(一)5級を受けていた者で学長が別に定める者又は6級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第6号 区分	54,150円	一般職本給表(一)7級を受けていた者
		教育職本給表(一)5級(第5号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第7号 区分	43,350円	一般職本給表(一)6級を受けていた者
		教育職本給表(一)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職本給表(二)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職本給表(三)4級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第8号 区分	32,500円	一般職本給表(一)5級を受けていた者
		教育職本給表(一)4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職本給表(二)3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職本給表(三)3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第9号 区分	27,100円	一般職本給表(一)4級を受けていた者
		教育職本給表(一)3級を受けていた者
		教育職本給表(二)2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職本給表(三)2級を受けていた者で学長が別に定める者又は3級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者

第10号 区 分	21,700円	一般職本給表（一） 3級を受けていた者
		一般職本給表（二） 3級を受けていた者で学長が別に定める者又は4級を受けていた者
		教育職本給表（一） 2級を受けていた者
		教育職本給表（二） 2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で学長が別に定める者
		教育職本給表（三） 2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で学長が別に定める者
		医療職本給表（二） 3級若しくは4級を受けていた者
		医療職本給表（三） 2級を受けていた者で学長が別に定める者
		上記に掲げる者に準ずるものとして学長が別に定める者
第11号 区 分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分にも属しないこととなる者